

日本水道協会第107回総会会員提出問題処理状況

【処理経過の概要】

第107回総会における会員提出問題は、「Ⅰ．防災・減災、国土強靱化」として、水道施設の災害対策に対する財政支援、水道事業の災害対策の強化、放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償、水道管更新に係る施工の取扱い等、「Ⅱ．水道の基盤強化」として、水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の撤廃等、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等、「Ⅲ．安定・安全の確保」として、安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進、水利権制度の柔軟な運用、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等、「Ⅳ．その他の重要事項」として、電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直し、電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充、等、計25題が提出され、審議された。

その結果、全議題について、国会議員及び関係省庁等に対し陳情することと決議された。

これを踏まえて、令和7年11月26日開催の第3回運営会議に陳情文案を諮り、了承を得るとともに、会議終了後、会員提出問題25題及び令和8年度水道関係予算要望について、運営会議委員により陳情活動を実施した。

このうち、予算関連について、予算対策運動等実施経過（12頁以降参照）と併せて、第107回総会会員提出問題の処理状況を報告する。

1. 水道施設の災害対策に対する財政支援について
[東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]
2. 水道事業の災害対策の強化について
[東北、関東、中部、関西地方支部]
3. 非常時における電力及び通信ネットワークの確保について
[中部、関西地方支部]
6. 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件の撤廃等について
[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]
7. 水道施設の更新・再構築事業に対する新たな財政支援体制等の確立について
[北海道、東北、関東、中部、関西、九州地方支部]
12. 安定水源の確保及び水源施設における堆積土砂対策等の推進について
[関東、中部、中国四国、九州地方支部]
18. 電気料金等の高騰に対する支援制度の拡充について
[関東、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省（問題7）、総務省（問題3、18）、経済産業省（問題3、18）、財務省（問題1、6、7、18）及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<令和7年度水道関係補正予算>

(1) 概要

○エネルギー・資源安全保障の強化 インフラ、交通、物流等の分野におけるGXの推進 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助	13百万円
○防災・減災・国土強靱化の推進 強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた地震対策・基盤強化の取組の推進 (例：上下水道施設の耐震化、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に向けた調査、DX推進等) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助 水道施設整備費補助	642百万円 1,960百万円
地域における老朽化対策、防災・減災、国土強靱化の推進 (例：上下水道施設の耐震化・老朽化対策、広域連携、DX推進等) 防災・安全交付金等	130,452百万円（※）
	※水道事業はこの内数 ※各団体への配分額：約535億円 (R6補正配分額：約419億円)

(2) 拡充内容

埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新とリダンダンシーの確保を推進

① 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新

漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の更新を支援

【交付対象】

○ 鋳鉄管、石綿セメント管、コンクリート管、耐震性がない鋼管など古い規格の管路

○ φ800mm以上の管路もしくは緊急輸送道路・重要物流道路^(※)下の管路等

※ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定

【交付率】 1/4

【要件】 資本単価要件を満たす事業者

【事業名】 水道施設アセットマネジメント推進事業（交付金）[拡充]

② 事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路のリダンダンシー確保

事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路のうち、修繕・更新や災害・事故時の迅速な対応が容易でない上下水道管路について、複線化等によりリダンダンシーを確保する事業^(※)を支援
※ 水道の現行制度では、補助対象は、河川を横断する導水管・送水管の複線化に限定

【交付対象】

○ φ800mm以上の管路もしくは緊急輸送道路・重要物流道路下の管路等

○ 土被りが大きく開削工事が困難な管路等

○ 導水管・送水管に限定

【交付率】 1/4

【要件】 資本単価要件を満たす事業者

【事業名】 水道施設リダンダンシー確保推進事業（交付金）[新設]

(3) その他

強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた地震対策・基盤強化の取組の推進(上下水道施設の耐震化、水の官民連携(ウォーターPPP)の導入に向けた調査、DX推進等)に係る事業を個別補助でも補助

<令和8年度水道関係予算案>

(1) 概要

① 基本的な考え方

- ・ 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の老朽化対策の強化が必要
- ・ 能登半島地震の教訓も踏まえ、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化、料金の適正化、官民連携が必要
- ・ これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な制度整備を行うとともに、財政支援・インセンティブ付与を行う。

② 個別補助金・事業調査費等

単位：百万円

事業名		令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	2,813	2,809	1.00
水道	水道施設整備費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や水道事業の事業運営の一体化、安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費 ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	75	1.00

②防災・安全交付金

単位：百万円

	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

※水道事業に係る費用は、この内数

(2) 新規事項

① 下水道に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

1) 重要管路の更新の推進

- ・ 大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新を支援

【交付対象】

- φ800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路等

【交付率】1/4

【要件】資本単価要件を満たす事業者

【事業名】重要水道管路更新事業（個別補助）[新設]

水道施設アセットマネジメント推進事業（交付金）[R7 補正より拡充]

2) 重要管路の複線化等の推進

- ・ 重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等を支援

【交付対象】

- φ800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路等
- 土被りが大きく開削工事が困難な管路

【交付率】1/4

【要件】資本単価要件を満たす事業者

【事業名】水道施設リダンダンシー強化事業（個別補助）[新設]

水道施設リダンダンシー確保推進事業（交付金）[R7 補正より新設]

② 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

1) 事業運営の一体化の推進

- ・ 2以上の自治体による給水人口10万人以上の「事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）」を支援

【交付率】1/3

【要件】

- 資本単価要件を設けない
- 給水人口1万人未満の自治体を含む場合は、5万人以上

【事業名】水道広域連携推進事業（個別補助）[新設]
水道事業運営基盤強化推進事業（交付金）[拡充]

2) 分散型システム導入の推進

- ・分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加

【交付率】1/3等

【要件】

- 資本単価要件を設けない

【事業名】水道施設アセットマネジメント推進事業（交付金）[拡充]
生活基盤近代化事業（簡水）（個別補助／交付金）[拡充]

3) PFASへの対応強化

- ・PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大

【交付率】1/4

【要件】

- 資本単価要件、または、以下のいずれかの要件
- ・料金回収率が100%以上
- ・過去5年間において、少なくとも1回以上の水道料金改定
- ・広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討

【事業名】高度浄水処理等整備費（個別補助／交付金）[拡充]

<大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保（災害復旧事業）>

(1) 背景・課題

- ・近年は時間雨量50mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日（日降水量1.0mm未満）は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- ・水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われているため、大規模出水後にはダムの異常堆砂により十分な水道容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。

(2) 今後の対応

- ・大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削（原型復旧分）を新たに「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象とし、災害復旧事業として支援する。

<重点支援地方交付金の拡充について（令和7年11月21日付、内閣府事務連絡）>

(1) 交付対象事業

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的と

する事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業

(2) 推奨事業メニュー（例）

- ・水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援
- ・水道料金減免などの支援

4. 放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

[東北、中部地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、復興庁並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

5. 水道管更新に係る施工の取扱い等について

[関東、中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、農林水産省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

8. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた柔軟な制度運用について

[関東地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<「建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業」のうち、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」（環境省補助事業（国土交通省、経済産業省連携事業））>

【事業目的】

・水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

【事業内容】

① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1／2、1／3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入に対して支援を行う。

② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1／2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

【事業スキーム】

- ・事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- ・補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- ・実施期間 令和6年度～令和10年度

9. 起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充等について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

10. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の復活について

[北海道、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]

11. 簡易水道事業統合等に対する財政支援について

[東北、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、総務省、財務省、地方公共団体金融機構（問題9）及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<令和8年度地方債計画>

令和8年度地方債計画については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることと併せて、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

水道事業債については、通常収支分と東日本大震災分の合計として、7,916億円（対前年度比7.8%増）が計上された。

<令和8年度地方財政対策の概要>

（1）水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

○水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長。

【対象事業者】

- ・当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】

- ・対象事業者が実施する水道管路の耐震化（※）に要する経費

※対象となる管種は、国庫補助（水道管路緊急改善事業、水道管路強靱化推進事業又は重要水道管路更新事業）で対象とされている管種

【地方財政措置】

- ・基準管路耐震化事業費（以下の①又は②のいずれか低い方）に上積みして実施する事業費（上

積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

- ① 令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費
- ② 有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た事業費

※用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

＜特別対策分の対象団体要件＞

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

- ・事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算(基準管路耐震化事業費は上記①により積算)し、その1/2を限度として、一般会計からの出資の対象とする(重点対策分)。
- ・当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

(2) PFOS・PFOA対策に係る地方財政措置について

○令和8年4月1日のPFOS・PFOAの水質基準化に伴い、全国の水道事業者等において水質検査が義務化。

○基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された団体において、緊急的・暫定的に実施する応急対策により、一時的に生じる経費に対して地方財政措置を講じる。

○また、制度開始当初、簡易水道事業においては、検査費用の増加に水道経営として直ちに対応することが困難である事業体があることを踏まえ、令和8年度から10年度までの3年間に限り、水質検査に要する経費に対して地方財政措置を講じる。

【対象経費】

- ① 応急対策:PFOS・PFOAの水質基準化後、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い、一時的に生じる経費
- ② 簡易水道事業者(公営・民営)が最低限実施しなければならない水質検査に要する経費に対し、一般会計が補助又は簡易水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額

【適用期間】

- ① 応急対策:PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間(※)
※除去施設等を整備する場合は施設完成までの間(最長5年間)
- ② 水質検査:令和8年度から10年度の3年間

【地方財政措置】

- ・対象経費の50%に対して特別交付税措置

(3) 公営企業経営改善特例債(仮称)の創設

○人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要

○地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を発行できることとし、負担の平準化を図る(地方財政法を改正)

【対象経費】

- ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費

- ・国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・地方債の繰上償還に要する経費
- ・退職手当の支給に要する経費 等

【地方財政措置】

- ・地方債充当率：100%
- ・償還年限：原則10年

【発行手続】

- ・申請にあたり議会の議決
- ・総務大臣又は都道府県知事の許可

【活用が想定される経営改善の取組】

- ・簡易水道を上水道に統合
 - ・他の地方公共団体と事業を統合
- 浄水場の撤去など

13. 水利権制度の柔軟な運用について

[東北、関東、九州地方支部]

14. 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針への対応について

[関東、九州地方支部]

15. 特定多目的ダム供用開始後に要する利水者負担額の軽減について

[中部、関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

16. 水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化等について

[北海道、東北、関東、中部、関西、九州地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

17. 電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて

[北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、経済産業省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<計量行政審議会基本部会「検定有効期間等検討小委員会」（経済産業省）検討結果>

○羽根車式水道メーター

・検定有効期間は、現行の8年が妥当

○電磁・超音波式水道メーター

・検定有効期間は、10年とすることが妥当

・今後、電磁式・超音波式の水道メーターが普及すれば、更なる有効期間の見直しの検討を行い得る状況が生じるものと見込まれる。

【今後の流れ】

・小委員会での結論のとおり答申が出された場合、令和8年度内の政令改正が見込まれる。

・なお、政令改正された場合には、メーカーの仕様変更（バッテリーの改良等）のため、一定期間の経過措置が設けられると思慮される。

19. 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

[関東、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

20. 配水管等の耐用年数の見直しについて

[北海道、関東、中部、関西、中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

21. 塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

[中国四国地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

22. 分水、区域外給水の解消方法の簡素化について

[関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

23. 将来に亘る水道事業の持続に向けた人材の確保及び広報等について

[関東、関西地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、環境省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

24. ウォーターPPPの導入検討に関する積極的な情報提供について

[中部地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

25. 水道分野の国際協力における水道事業者の役割の明確化及び国際協力活動への財政支援について

[関東地方支部]

第3回運営会議後、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

令和 8 年度水道関係予算 対策運動等実施経過

年 月 日	事 項
R7. 6. 5	<p>第 1 回運営会議</p> <p>令和 8 年度水道関係予算獲得運動方針案及び令和 8 年度水道関係予算に関する要望書案について審議決定した。</p> <p>会議終了後、国土交通省、環境省、総務省のほか、深澤陽一自由民主党国土・建設関係団体委員会委員長、西田昭二同委員会副委員長、田村憲久自由民主党水道事業促進議員連盟（以下「水議連」という。）会長、山崎正恭公明党上水道・簡易水道整備促進議員懇話会（以下「懇話会」という。）会長、横山信一懇話会幹事長、水議連及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p>
R7. 6. 26	<p>第 106 回総会 東京都にて開催</p> <p>令和 8 年度水道関係予算について、総会出席正委員の地元選出国會議員に対して陳情活動を行った。</p>
R7. 9. 4	<p>第 2 回運営会議</p> <p>令和 8 年度水道関係予算の確保等に関する要望書案について審議決定し、会議終了後、横山信一財務副大臣、谷公一水議連副会長、竹谷とし子懇話会副会長、角田秀穂懇話会幹事、平林晃懇話会幹事、与党の各主要役員議員、水議連及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p>
R7. 9. 9	<p>自由民主党 水道事業促進議員連盟及び下水道事業促進議員連盟合同会議</p> <p>自由民主党本部で開催された水議連の合同会議において、田村憲久水議連会長、川崎ひでと水議連事務局長のほか、出席議員に対して、令和 8 年度水道関係予算の確保等に関する要望を行った。</p>
R7. 10. 9	<p>令和 8 年度水道関係予算等に係る緊急要望</p> <p>老朽施設の更新及び耐震化を一層促進し、水道施設の強靱化を図るため、令和 8 年度水道関係予算の確保等について、政府予算の編成時期を捉え、横山信一財務副大臣に対して、緊急要望を行った。</p>
R7. 10. 29	<p>第 107 回総会 広島市にて開催</p> <p>財政支援（国庫補助等）の拡充及び補助要件の緩和、起債融資条件の改善及び地方公営企業繰出制度の拡充、水道水源における水質保全対策及び水質事故の発生防止の強化、電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直し等、現下の水道事業の重要問題を討議し、予算関連事項を含め関係当局に陳情することと決議された。</p>
R7. 11. 26	<p>第 3 回運営会議</p> <p>令和 8 年度水道関係予算の確保等に関する要望書案、第 107 回総会（令和 7 年 10 月 29 日開催）において陳情することが決議された会員提出問題の要望書案について審議決定し、会議終了後、高橋はるみ財務大臣政務官、上田英俊国土交通大臣政務官、福島秀生総務省自治財政局官房審議官をはじめとする関係各省庁のほか、国定勇人自由民主党国土・建設関係団体委員会委員長、井林辰憲水議連幹事長代理、川崎ひでと水議連事務局長、与党の各主要役員議員、水議連及び懇話会の各所属議員、出席運営会議委員の地元選出国會議員等に対して、陳情活動を行った。</p>

	<p>なお、内閣府（地方創生推進事務局）、地方公共団体金融機構に対する陳情活動については、事務局において後日実施することとした。</p>
R7. 11. 27	<p>令和 8 年度水道関係予算の確保に向け、日本水道協会に「令和 8 年度水道関係政府予算対策室」を設置した。</p>
R7. 11. 28	<p>令和 7 年度政府補正予算案が閣議決定され、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の更新とリダンダンシーの確保を推進するため、水道事業として約 553 億円が計上された。</p>
R7. 12. 8	<p>第 3 回運営会議（令和 7 年 11 月 26 日）の決定に基づき、内閣府、地方公共団体金融機構に対する陳情活動を事務局において行った。</p>
R7. 12. 23	<p>国土交通大臣と財務大臣との令和 8 年度予算大臣折衝の結果、埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた上下水道管路の老朽化対策の推進が認められた。</p>
R7. 12. 26	<p>令和 8 年度政府予算案が閣議決定され、水道施設整備費として 204 億円が計上されるとともに、水道事業債として 7,916 億円が計上された。</p>